

# 労働保険事務代行のご案内

労働保険（労災保険・雇用保険）への加入手続き、保険料の申告納付手続き、雇用保険の被保険者に関する手続き等の事務手続きは、中小企業の事業主にとっては負担となることが少なくありません。

熊野商工会議所は事業主に代わってこれらの労働保険の加入手続き等事務処理を行うことができる政府の認可団体である「[労働保険事務組合](#)」です。

## ○事務委託できる事業主は？

常時使用する労働者の総数が300人以下（金融、保険、不動産、小売、飲食業は50人、卸売業、サービス業は100人以下）の事業主の方が事務委託をすることができます。

## ○事務委託のメリット

- ・年1回払いが原則の概算保険料を3回に分けて納付できます。
- ・事務手続きの負担が軽減され余力を事業活動に専念できます。
- ・労働保険に加入出来ない事業主（法人役員を含む）及び家族従事者等も労災保険に[特別加入](#)できます。

お申込や事務委託料等の詳細は熊野商工会議所までお問合せ下さい。

熊野商工会議所

三重県熊野市木本町171

電話 0597-89-3435